

## ジュゴン生息域におけるジュゴン (*Dugong dugon*)とその生息地の保全と管理に関する覚書

署名国は、

ジュゴンの個体群がその生息域において深刻な脅威にさらされており、ならびに効果的な保全と管理には生態系に対する総合的アプローチの必要があることを認識し、

ジュゴンは極めて広範囲にわたり移動し、分散し、その生存は広範囲にわたる海洋および沿岸の生息地の保全及び管理に依存していることを理解し、

直接的、間接的にジュゴンの個体群を脅かす人間活動は、生息地の破壊または改変、沿岸開発、汚染、漁業活動、船舶の衝突、持続可能でない狩猟や密漁、規制されていない養殖や観光事業を含むことを認め、

ある漁業活動は責任をもって行われていることを理解する一方、遠洋漁業国の船舶活動を含む沿岸でのトロール漁や流し網漁などの漁業形態で使用される漁具がジュゴンに及ぼす危害について憂慮し、

海草藻場の重要性を強調しつつ、ジュゴンの個体群ならびその生息地の保全と管理に対する共通の責任を認め、

「覚書」(MoU)の履行を推進しうる財源または専門的知識を提供できる国家のみならず、国民や船舶がその地域のジュゴンに影響を与える活動を行っている他の国家にも関与させることが望ましいことを認識し、

「移動性野生動物種の保全に関する条約」(CMS・ボン条約)と「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約」(CITES・ワシントン条約)のそれぞれの付属書における記載により、ジュゴンの保全活動が優先度を持つことに留意し、

ボン条約(CMS)が移動性動物種の保全のための国際的な協力活動を要求していること、ならびにボン条約(CMS)第4条は、ボン条約(CMS)締約国に、移動性野生動物種の個体群に関して、法的拘束力を持たない協定を含めて、協定を結ぶことを奨励していることに留意し、

また締約国に対して、適切である場合には、覚書(MoU)のような手段を利用することを

通して、条約の精神の範囲内で、ボン条約（CMS）4条第4項を履行するよう勧告した第2回ボン条約（CMS）締約国会議の決議2.6を想起し、

さらに、第7回と第8回のボン条約（CMS）締約国会議の勧告7.5と決議8.5が、ジュゴンの生息域全域におけるジュゴンの保全と管理のために、ジュゴンの生息域の国家に対して、国家間で協力し、必要に応じて、覚書（MoU）と保全管理計画の作成と締約に積極的に参加することを要求していることに留意し；

ジュゴンとそれらが依存する生息地の保全状態を向上させるため、密接に連携して活動することを希望している旨を表明する。この目標達成のために、覚書（MoU）の署名国は協力の精神にのっとり下記の同意に達した。署名国は：

1. 適切である場合、許可された国家においてのジュゴンの食糧としての、ならびに慣習的な利用に配慮しつつ、ジュゴンとそれらが依存する生息地に適した保全状態を回復するために、もしくは適切な場合には維持するために、密接に協力するように努める。
2. 地域におけるその種の法的な保護を促進するために、ジュゴンとその生息地の保全と管理に最も適切な国際制度に参加することを考慮する。
3. ジュゴンとその生息地の保護管理に関連のある国の法令もしくは規制を必要に応じて再検討し、形成し、改訂し、調整させるようあらゆる努力をする。
4. 必要な資金の入手可能性に従って、この覚書（MoU）に付随する保全管理計画を履行する。保全管理計画は以下の事項に注意を向ける：
  - (a) ジュゴンの死亡に関する直接的、間接的な原因
  - (b) ジュゴンの個体群／数の調査とモニタリング
  - (c) 生息地の保護、保全、ならび管理
  - (d) 重要なジュゴンの生息地の調査とモニタリング
  - (e) ジュゴンの保全に関する認識の向上
  - (f) 国家、地域及び国際的協力

- (g) 覚書(MoU)の履行
  - (h) ジュゴンとその生息地の法的な保護
  - (i) すべてのレベルにおける能力開発
5. 署名国との意思疎通を図ること、署名国間の活動の報告と促進を行うこと、そして会議の召集といった署名国によって指定された機能を果たすことにより、この覚書の運営と履行を支援するため、署名国の総意による決定に基づいた適切な組織または機関に拠点を置く、事務局を設立する。
6. 関連する各署名国の代表、ならびジュゴンの保全管理に技術的に適任である人々や組織が出席する定期的な会議において、保全管理計画を含む覚書(MoU)の履行について評価する。
7. 保全管理計画に関連した活動を促進する目的で、保全管理の施策を調整や、関係組織ならび承認された専門家と協調を図り、必要な関連情報の適時交換することを促進する。
8. 署名国間における意思疎通を図るため、ならびに覚書 (MoU) のもとで活動を履行する為の中心となる適切な国家の部局を当局として指定し、当局の詳細な連絡先（ならびに変更）を事務局に伝える。
9. 第1回署名国会議で決定される頻度で、事務局に対して、覚書 (MoU) の履行状況についての定期報告を行う。事務局は、受け取った国別報告書を調印国が利用できるようにし、覚書 (MoU) と保全管理計画の履行のため行われた進展経過に関して定期的な検討を行う。
- 10: 財政資源調達の必要性と可能性、ならびに以下のような目的のための特別基金の設立を、署名国第1回国議で検討し、定期的に再検討をする。
- a) 事務局の運営、ならびに覚書 (MoU) に基づいた活動のために必要な費用への寄与
  - b) 署名国が覚書 (MoU) に基づいた責任を果たすための支援
- 基本原則
11. この覚書 (MoU) はボン条約 (CMS) 第4条第4項に基づく同意であり、法的拘束力

はもたない。

12. 保全管理計画はこの覚書（MoU）において不可欠な部分である。
13. この覚書（MoU）はあらゆるジュゴン生息域国による署名を受け入れる。これは2カ国 の署名をもって発効する。その後の署名国に対しては、その署名の日から、これは有効となる。
14. この覚書（MoU）は署名を無期限に受け入れ、ならびに他の署名国すべてに1年の書面通告を行うことで署名国が参加を解除できる権利を行使するまで、覚書は効力を無期限にもつ。
15. 保全管理計画を含め、覚書（MoU）は署名国の総意による改正が可能である。
16. 署名国は、保全管理計画で特定されたものよりもより厳しい手段を国内において履行 することができることを認める。
17. 署名国は 相互の同意に基づいて、覚書（MoU）と整合性を持った二国間、準地域、 又は地域の管理計画を制定する事が可能である。
18. この覚書（MoU）に基づく活動は、署名国や、地域内の準地域機関によって調整され る。
19. アラビア語、英語、フランス語、中国語で記された覚書(MoU)の原文は、等しく正真性 をもち、受託者として活動する CMS 事務局に預けられる。覚書（MoU）に関わるすべての 事項に対して用いる公式言語は、英語である。

2007年 10月31日 アブダビにて署名